

奈良市立中部公民館
清掃業務実施基準仕様書

奈良市立中部公民館清掃業務実施基準仕様書

この仕様書は、清掃業務の実施基準の概要を示すものであって、現場の状況に応じ、本書に記載されていない軽微なものについても、誠意をもって行うものとし、すべて作業は委託金額の範囲内で実施するものとする。

1 清掃範囲及び基準

別紙清掃業務内容基準表に基づき実施する。

2 清掃作業時間

日常清掃業務は、原則として開館日の午前7時から午後5時までの間に実施すること。

特別清掃業務は、原則として休館日に実施すること。ただし作業日程及び作業開始・終了時間等については、職員と協議のうえ決定することとし、窓ガラス清掃作業（外側）は午前11時までに終了すること。

休館日は、原則として毎週月曜日・国民の祝日（月曜日に当たる時はその翌日）・その前日及び翌日が国民の祝日である日（日曜日、月曜日又は火曜日に当たる日を除く。）・年末年始（12月27日～1月5日）とする。

3 使用材料

清掃作業に必要な用具、材料、消耗品（トイレットペーパー、石鹼液、ポリ袋その他）等については、すべて受注者の負担とし、使用開始前に職員の検査を受けること。

※トイレットペーパー（130m）の年間使用予定数量： 約360個（来館者数により変動します）

4 清掃作業実施と報告

日常清掃作業については、作業終了後、清掃業務日報により中部公民館職員に報告すること。

特別清掃業務については、作業終了後、速やかに完了届を提出し、中部公民館職員の確認を受けること。

5 清掃作業上の注意事項

(1) 日常清掃

- ① 中部公民館の業務や来館者の迷惑にならないように十分注意するとともに、能率的に作業を実施すること。
- ② 清掃器具の取り扱いによる衝撃や湿気等で館の設備、備品等を損傷させないこと。
- ③ 電気・ガス・水道は極力節約に努めること。

- ④ ビニールシート系床材は、掃き拭き清掃とし、カーペット類は真空掃除機により丁寧に清掃すること。
- ⑤ 各部屋及びエレベーターの扉は、汚れを取り除き清潔に保つこと。
- ⑥ 各部屋の机・イスは、使用材等に応じ、適宜、吸塵又は拭き清掃を実施すること。
- ⑦ ゴミ集積場は、常に清掃、消毒に努めること。

(2) 特別清掃

- ① 床洗浄ワックス塗布
吸塵機、適正な洗浄液剤等を用いて土埃・汚れを除去したうえでワックスを塗布すること。
- ② カーペット洗浄
カーペット床全面を繊維の素材や種類、汚れに応じて適正な洗剤を用いて丁寧に汚れを除去すること。
- ③ 窓ガラス清掃
公民館内外の窓ガラス全面及びブラインドを、適正な洗剤を用いて拭き磨き清掃を行うこと。
- ④ 照明器具等清掃
照明器具・時計等、日常手の届かない箇所は脚立等を用いて、ハタキ・適正な洗剤を使用し実施すること。
- ⑤ 清掃作業を行うにあたり、移動した施設内の備品等は、作業終了後元に戻す。
- ⑥ 清掃作業には細心の注意を払い、床面・カーペット及び施設あるいは備え付け備品に損傷を与えないように取り扱う。

6 業務委託期間

令和5年6月1日から令和8年5月31日まで

※令和6年度以降において、公益財団法人奈良市生涯学習財団の歳入歳出予算の委託料の金額について、減額又は削除があった場合には、双方協議のうえ決定するものとする。